

訪問看護料金表 ＜介護保険＞

2024年6月改定

訪問看護利用料

(1単位=10.21円)

サービス内容	利用単価	備考
①20分未満 (早朝・夜間・深夜) ※1	314単位/回	<small>※1 週に1回以上20分以上の訪問看護を実施しており、かつ24時間体制である場合。 ※2 1回あたり20分。1日に3回以上の場合1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定。 ア. 看護職員と理学療法士等が情報を共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について看護職員と理学療法士等が連携し作成すること。 イ. 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行い、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションとした場合、看護職員の変わりにさせる訪問であること等を説明し同意を得ること。 ※3 2023年度実績で理学療法士等の訪問回数が看護師の訪問回数を超えている場合、また特定の加算を算定していない場合、訪問1回につき8単位減算。 ※4 常時対応できる体制であり、緊急時訪問における看護業務の負担軽減の業務管理体制が整備されていること。 ※5 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である場合。 ※6 在宅酸素療法指導管理を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である場合。 ※7 通常の実施地域を越えて訪問看護を行った場合に、基本利用料の5%に相当する単位数を加算。 ※8 勤続年数7年以上の職員を30%以上配置することにより安定したサービスを提供できる体制を確保している事業所が加算可能。(限度額管理の対象外) ※9 上記要件に該当し、定期巡回型・随時対応型訪問看護事業所と連携する場合は1月につき1回算定。 ※10 入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合。 ※11 新規利用、又は過去2月間(暦月)訪問看護の提供を受けていない利用者に訪問看護計画を作成して訪問看護を提供した場合。または、要介護者が要支援認定を受けた場合。(I)(II)のどちらかのみ算定。また※10・11はどちらかのみ算定可。 ※12 月の途中からの利用や途中での終了、短期入所サービス利用、医療保険へ変更となった場合は日割り計算により減算。</small>
②30分未満	471単位/回	
③30分以上1時間未満	823単位/回	
④1時間以上1時間30分未満	1,128単位/回	
理学療法士等が行う場合 ※2	294単位/回	
	※3 286単位/回	
早朝・夜間加算 (基本単位の25%増)		
深夜加算 (基本単位の50%増)		
緊急時訪問看護加算 (I) ※4	600単位/月	
特別管理加算	(I) ※5 500単位/月	
	(II) ※6 250単位/月	
ターミナルケア加算	2,500単位/月	
複数名訪問加算 I	30分未満 254単位/回	
	30分以上 402単位/回	
中山間地域等提供加算 ※7	基本単位の5%	
長時間訪問看護加算	300単位/回	
サービス提供体制強化加算 (I) ※8	6単位/回	
	※9 50単位/月	
退院時共同指導加算 ※10	600単位/回	
初回加算	(I) ※11 退院・退所日 350単位/月	
	(II) ※11 それ以外 300単位/月	
定期巡回型・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合(1月につき) ※12	2,961単位/月	
	要介護5の方は+800単位	

*准看護師による訪問看護は、所定利用料金の90/100算定となります。

*サービス提供時間：早朝とは6時～8時、夜間とは18時～22時、深夜とは22時～6時となります。

*新潟市に所在する事業所は1単位=10.21円となり提供されたサービスの合計単位数を掛けたのち1円未満の端数を切り捨てたものが合計金額となります。また個人への請求金額は、介護保険割合負担証に定められた利用者負担割合により合計金額の1割から3割の1円未満を切り上げた金額となります。

(支給限度額内に限る。支給限度額を超えてしまう場合、超過分は全額自己負担となります)

＜オプション料金＞

*エンゼルケア料金 (死後の処置料15,000円) を希望される方は、保険適応外として実費徴収とさせていただきます。

訪問看護料金表 ＜介護保険＞

2024年6月改定

介護予防訪問看護利用料

(1単位=10.21円)

サービス内容		利用単価	備考
①20分未満 (早朝・夜間・深夜)	※1	303単位/回	<small>※1 週に1回以上20分以上の訪問看護を実施しており、かつ24時間体制である場合。 ※2 1回あたり20分。1日に3回以上の場合1回につき所定単位数に50/100を乗じた単位数で算定。 ア. 看護職員と理学療法士等が情報を共有するとともに、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書について看護職員と理学療法士等が連携し作成すること。 イ. 介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行い、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションとした場合、看護職員の変わりにさせる訪問であること等を説明し同意を得ること。 ※3 2023年度実績で理学療法士等の訪問回数が看護師の訪問を超えている場合、また特定の加算を算定していない場合、訪問1回につき8単位減算。 ※4 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に行った場合、上記に加えて訪問1回につき15単位減算。 ※5 常時対応できる体制であり、緊急時訪問における看護業務の負担軽減の業務管理体制が整備されていること。 ※6 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である場合。 ※7 在宅酸素療法指導管理を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である場合。 ※8 通常の実施地域を越えて訪問看護を行った場合に、基本利用料の5%に相当する単位数を加算。 ※9 勤続年数7年以上の職員を30%以上配置することにより安定したサービスを提供できる体制を確保している事業所が加算可能。(限度額管理の対象外) ※10 入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合。 ※11 新規利用、又は過去2月間(暦月)介護予防訪問看護の提供を受けていない利用者に介護予防訪問看護計画を作成して訪問看護を提供した場合。または、要支援者が要介護認定を受けた場合。(I)(II)のどちらかのみ算定。また※10・11はどちらかのみ算定可。</small>
②30分未満		451単位/回	
③30分以上1時間未満		794単位/回	
④1時間以上1時間30分未満		1,090単位/回	
理学療法士等による訪問看護	※2	284単位/回	
	※3	276単位/回	
	※4	261単位/回	
早朝・夜間加算 (基本単位の25%増)			
深夜加算 (基本単位の50%増)			
緊急時介護予防訪問看護加算	※5	600単位/月	
特別管理加算	(I) ※6	500単位/月	
	(II) ※7	250単位/月	
複数名訪問加算 I	30分未満	254単位/回	
	30分以上	402単位/回	
中山間地域等提供加算	※8	基本単位の5%	
長時間訪問看護加算		300単位/回	
サービス提供体制強化加算 (I)	※9	6単位/回	
退院時共同指導加算	※10	600単位/回	
初回加算	(I)	退院・退所日 350単位/月	
	(II) ※11		それ以外 300単位/月

- * 准看護師による訪問看護は、所定利用料金の90/100算定となります。
- * サービス提供時間：早朝とは6時～8時、夜間とは18時～22時、深夜とは22時～6時となります。
- * 新潟市に所在する事業所は1単位=10.21円となり提供されたサービスの合計単位数を掛けたのち1円未満の端数を切り捨てたものが合計金額となります。また個人への請求金額は、介護保険割合負担証に定められた利用者負担割合により合計金額の1割から3割の1円未満を切り上げた金額となります。
- (支給限度額内に限る。支給限度額を超えてしまう場合、超過分は全額自己負担となります)

＜オプション料金＞

- * エンゼルケア料金 (死後の処置料15,000円) を希望される方は、保険適応外として実費徴収とさせていただきます。

訪問看護料金表

<医療保険>

2024 年6月改定

* 医療保険の定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

基本料金	基本療養費Ⅰ（1日につき）		管理療養費	
	イ. 看護師・PT・OT・ST ※1		イ. 看護師・PT・OT・ST	
	週3日まで	5,550円	月の初日	7,670円
	週4日目以降	6,550円	2日目以降 ※3	3,000円 2,500円
*負担額割合は各保険により算定	基本療養費Ⅱ（1日につき） ※2		管理療養費	
	イ. 看護師・PT・OT・ST		イ. 看護師・PT・OT・ST	
	週3日まで	4,300円	月の初日	7,670円
	週4日目以降	5,300円	2日目以降 ※3	3,000円 2,500円
	基本療養費Ⅲ（外泊中）		8,500円	

※1 P T…理学療法士、O T…作業療法士、S T…言語聴覚士が訪問看護を行う場合
訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成すること、
利用者の状態変化等に合わせ定期的に看護師による訪問が必要となります。

※2 基本療養費Ⅱ…同一建物居住者で同一日複数者

※3 算定要件により、管理療養費1：3,000円/回 管理療養費2：2,500円/回の区分あり。

管理療養費1：利用者のうち、同一建物居住者であるものの占める割合が7割未満で厚生労働大臣が定める
疾病にある又は状態にあるものへ相当の実績を有すること。管理療養費2：上記以外。

<加算内容>

サービス内容		利用料金	対応の有無	備考
難病等複数回訪問加算	2回	4,500円/日	○	
	3回以上	8,000円/日		
長時間訪問看護加算		5,200円/回	○	週1回まで（人工呼吸器等を使用しており90分を超える場合）
夜間・早朝訪問看護加算		2,100円/日	○	深夜（22～6時）、夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）に訪問看護を行った場合
深夜訪問看護加算		4,200円/日	○	
複数名訪問看護加算	看護師・理学療法士等	4,500円/回	○	週1回まで 週3回を限度
	准看護師	3,800円/回		
	看護補助者等	3,000円/回		
看護・介護職員連携強化加算		2,500円/月	○	介護職員の支援を行った場合
24時間対応体制加算		6,800円/月	○	24時間対応の看護業務負担軽減を行っている場合
退院時共同指導加算		8,000円/回	○	退院又は退所につき1回、退院日の翌日以降初日の指定訪問看護に算定
退院支援指導加算		6,000円/回	○	退院日に退院支援が必要であり、要件に該当する場合。退院日の翌日以降初日の指定訪問看護に算定
		8,400円/回	○	上記で退院支援指導の時間が90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導が90分を超えた場合
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円/回	○	月2回まで
訪問看護情報提供療養費1・2・3		1,500円/回	○	提供先については下記参照
特別管理加算		5,000円/月	○	24時間体制の場合。在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である場合
		2,500円/月		24時間体制の場合。在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である場合
訪問看護ターミナルケア療養費		25,000円	○	24時間体制の場合
緊急時訪問看護加算		2,650円/回	○	月14日目まで
		2,000円/回	○	月15日目以降

乳幼児加算	1,800円/日	○	乳幼児の状態に応じた区分あり	厚生労働大臣が定める者
	1,300円/日	○		その他
訪問看護ベースアップ評価料	780円/日	○	職員の賃金改善を図る体制がある場合、訪問看護管理療養費（月の初日の訪問）を算定する利用者1人につき月1回に限り算定可能	
訪問看護医療DX情報活用加算	50円/月	○※4	オンライン請求を行っており、かつオンライン資格確認による利用者の診療情報を取得し、訪問看護の実施に関する計画的な管理等を行う場合 ※4 準備が整い次第、算定	

*訪問看護情報提供療養費1 提出先 市町村・都道府県・指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者

*訪問看護情報提供療養費2 提出先 保育所等・幼稚園・小中高等学校・義務教育中学校・中等教育学校
特別支援学校(幼稚部、小学部、中学部、高等部)・高等専門学校・専修学校：18歳未満の当該者について

*訪問看護情報提供療養費3 提出先 保健医療機関・介護老人保健施設・介護医療院

<オプション料金> 上記料金表以外で実費となる場合

- 休日加算・・・休日の訪問看護に際し、30分毎に1,000円頂きます。
- 長時間滞在加算・・・1時間30分を超えた場合、30分毎に3,000円頂きます。
- 交通費・・・30円/kmとして片道走行距離（四捨五入）を算定します。
ただし、片道1kmに満たない場合は1kmとして算定します。
- エンゼルケア料金（死後の処置料）・・・15,000円
- 保険対象外の訪問看護については、医療保険適応分の実費徴収とします。